

有料老人ホーム等の適正な運営に向けた指導強化について

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は、高齢化の進展に伴い年々増加し、地域における多様なニーズの受け皿となっているところである。

一方、当該施設の運営に当たっては、同一グループが運営する住宅併設型の介護サービス事業所等の利用に限定・誘導する、いわゆる「囲い込み」や、事業者本位のサービス提供による過剰・過少サービスといった様々な課題が指摘されている。

このため、地方自治体（都道府県、指定都市及び中核市）による施設への指導が欠かせないところであるが、老人福祉法では施設の義務として「帳簿の作成」や「入居者への情報の開示」等が規定されているだけであり、これ以外の規定については、国の標準指導指針を参考として各自治体が指導指針を策定することとなっている。

地方自治体は、この指導指針に基づき事業所に対し実地指導等を行っているが、自治体が策定する指針には法的拘束力がないことを理由に事業者が指導に従わないことがあり、現行の法制度による指導の限界が課題となっている。

一都三県には、全国の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の約20%が集中しており、地方自治体の適切な指導が不可欠である。

については、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅への規制や指導の実効性を高めることにより、当該施設の適正な運営及び入居者の権利と尊厳を確保するため、次の事項を要望する。

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅について、国の標準指導指針に定める項目に関し、指導の実効性を確保するよう整備すること

また、改善指導、改善命令、事業の制限（停止）命令など行政指導及び行政処分を行う際の手順及び留意点を明示すること

令和3年 月 日

厚生労働大臣 後 藤 茂 之 様

九都県市首脳会議

座 長 千 葉 市 長	神 谷 俊 一
埼 玉 県 知 事	大 野 元 裕
千 葉 県 知 事	熊 谷 俊 人
東 京 都 知 事	小 池 百 合 子
神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
横 浜 市 長	山 中 竹 春
川 崎 市 長	福 田 紀 彦
さいたま市長	清 水 勇 人
相 模 原 市 長	本 村 賢 太 郎